

山蔦紀一議員に対し猛省を求める決議

山蔦紀一議員は、去る12月6日に行われた、寒川町議会PR番組の収録時において、寒川町議会として到底看過できない発言をした。その発言は、当該番組の作成に協力していただいた大学や学生及び教員を侮辱する、極めて非礼なものである。翌日には、町長から議長に対し、厳正な対処を求める非常に強い内容の抗議文が提出された。山蔦議員の発言は、撮影に協力いただいた大学との信頼関係や、これから社会での活躍が期待される学生の気持ちを踏みにじるものであり、断じて許されるものではない。

議会は言論の府であり、議員の発言は、他から制約を受けることなく自由になし得るという発言自由の原則はあるものの、それは自由だから何を言っても良いということではない。我々、寒川町議会議員は、議員として町民から負託を受けた立場と職責を十分に認識し、議会の品位を傷つけ、議会の秩序を乱すような発言は厳に慎まなければならないのである。今回の発言は、寒川町議会の品位を著しく傷つけるものであるとともに、議員としての自覚やモラルが著しく欠落しているものと言わざるを得ない。

また、寒川町議会として今回の発言への対応を協議した、会派代表者会議の開催中、協議の内容を知りながら帰宅し、その後も釈明する意思を見せていない。さらには、SNSに番組収録時の様子を投稿し、今回の発言のほか、事実ではない内容や誤解を招く内容、寒川町議会そのものを侮辱する内容を自ら投稿しており、今回の発言を反省する様子は全く伺えないばかりか、一般的な常識をも疑わざるを得ない。

よって、山蔦紀一議員に対し、今回の発言は、議員としての資質はもとより、社会人としての常識が欠落したものであったことを自覚し、猛省することを強く求めるとともに、今後は、議員として、その発言や行動に社会的責任の重さや社会的影響力の強さが伴うものであることを、十分に自覚するよう求めるものである。

あわせて、寒川町議会は会派制をとっており、山蔦議員の今回の発言、また、これまで問題とされた言動や行動に対しては、本来、会派「相模の風」に所属する議員同士での対応が期待されることから、会派「相模の風」に対しても今後の適切な対応を求めるものである。

以上、決議する。

平成29年12月19日

寒川町議会